

令和5年2月16日(木)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、株式会社電通、株式会社フジクリエイティブコーポレーション及び株式会社セレスポに対して指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 ^{どうめき} 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社電通	東京都港区東新橋1丁目8番1号
株式会社フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区青海1丁目1番20号 ダイバーシティ東京オフィスタワー18F
株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚1丁目21番5号

2 指名停止措置期間

令和5年2月16日から令和5年9月15日まで(9ヶ月)

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社電通、株式会社フジクリエイティブコーポレーション及び株式会社セレスポの社員等は、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に係る入札をめぐり、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で、令和5年2月8日、東京地検特捜部に逮捕された。

5 指名停止措置理由

本件は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成30年7月12日付け環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表2第5号及び14号に該当する。

「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」別表2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5. 当該部局の管轄区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為) 14. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内